

平成 21 年度事業報告書

(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

薬剤師認定制度認証機構

I. 事業の概要

本法人の定款、並びに平成 21 年度事業計画に則り、

- ①公益認定の申請、及び新法人への移行に必要な作業、手続き、制度整備
- ②薬剤師生涯研修・認定制度の評価・認証
- ③薬剤師生涯研修実施機関（プロバイダー）の育成・支援
- ④上記に関連する基準等の見直し等諸事項の検討、改善、及び広報の事業を行った。

II. 会議の開催 日程と主な議題

○第 1 回理事会 平成 21 年 5 月 29 日

事務局長委嘱、20 年度事業報告、決算報告、監査報告、東邦大学 G02 の認証更新、会員入会申し込み。社員総会議事案としての、役員候補の選出、定款変更（公益法人申請用（公益認定日までの停止条件付き）、21 年度会費の規程、役員報酬規程、財産管理運用規程の承認。

○第 2 回理事会（書面） 平成 21 年 6 月 29 日

星薬科大学 G11 の認証承認。

○第 3 回理事会（書面） 平成 21 年 7 月 22 日

代表理事の選定。

○第 4 回理事会（書面） 平成 21 年 9 月 2 日

薬剤師あゆみの会 G03 の認証更新承認。

○第 5 回理事会 平成 21 年 9 月 25 日

公益認定申請前の諸規程の修正承認、その他

○第 6 回理事会（書面） 平成 21 年 10 月 19 日

慶応義塾大学薬学部 G04 の認証更新承認。

○第 7 回理事会 平成 21 年 12 月 18 日

平成 22 年度事業計画案、収支予算案、公益認定申請文書「事業の内容」「事業の公益性」「チェックポイントの該当する説明」の確定、及び申請後の修正承認。公益認定申請用提出規程類「認証事業実施要綱」「薬剤師認定制度委員会規程」の一部改訂及び申請後の修正承認。

○第 8 回理事会（書面） 平成 22 年 2 月 24 日

一般社団法人イオン・ハピコム人材総合研修機構 G05 の認証更新承認。

○第9回理事会（書面）平成22年3月15日

明治薬科大学G06の認証更新承認。

○第10回理事会 平成22年3月26日

「認証事業実施要項」中の「認証後の年会費算定基準」の見直し。会費規程検討小委員会の設置。

○定時社員総会 平成21年6月26日

平成20年度事業報告、決算報告及び監査報告、平成21年度会費の規程、役員報酬規程、財産管理運用規程、定款変更の議決。役員を選出。

○平成21年度認定制度委員連絡会 平成21年12月18日

特定専門領域の認定制度の評価・認証に当たっての視点及び基準、及び特定領域認定薬剤師の位置づけと役割、さらには特定領域の学習とその成果の活用分野等について意見交換。

以上の会議記録は、すべてホームページに掲載済みである。

Ⅲ. 公益認定の申請、及び新法人への移行に必要な作業、手続き等の経過

公益法人関連の法人3法施行前に、当法人は理事会において（平成20年度第1回理事会：平成20年6月18日）、法施行により一般社団法人に移行した後、速やかに公益認定を申請することの了承が得られていた。その後、公益認定を取得するために必要な、組織整備、定款の改正（停止条件付き）、及び一連の内部規程類の設定及び整備等を開始し、継続した。

平成20年12月1日の関連3法施行に伴い、当法人は一般社団法人に移行し、12月8日付で登記を完了した。その後、担当行政庁である内閣府公益認定等委員会と連絡をとりながら、公益認定取得のための準備万端を推し進めた。

平成21年度に入り、6月19日（金）、9月10日（木）、11月2日（月）に、相談窓口でそれぞれ約2時間にわたり詳細に申請関連書類の内容や論点等につき助言を受け、定款あるいは諸規程類の整備を行った。準備段階終了後、平成21年12月21日付で公益認定の電子申請を行った。

申請後は、公益認定委員及び事務担当官からの質問や資料要求に対して、回答、修正、資料提供等を行った。2月22日、3月2日に、担当官を通じて、委員からの詳細な質問を受け、当法人の目指す公益事業の内容につき附属文書を添えて説明した。

（その後、年度を越え、5月10日、5月12日に追加資料及び一部修正が求められ、回答、修正は完了という状況にある）。

Ⅳ. 薬剤師生涯研修・認定制度の評価・認証

平成21年度は星薬科大学より提出された認証申請書について、認定制度委員会により評価が行われ、理事会においてG11として認証された。

一方、東邦大学薬学部（G02）、一般社団法人薬剤師あゆみの会（G03）、慶応義塾大学薬学部（G04）、一般社団法人イオン・ハピコム人材総合研修機構（G05）、明治薬科大学（G06）より提出された認証更新申請書について、認定制度委員会により評価が行われ、

結果に基づき理事会においてそれぞれ更新が承認された。

なお、年度内に認証申請のあった昭和薬科大学同窓会（平成塾）（G12）、及び学校法人医学アカデミー（G13）については、年度末現在評価作業継続中（委員からの評価コメントに対する申請者からの回答待ち）である。

V. 薬剤師生涯研修実施機関（プロバイダー）の育成・支援

幾つかの薬科大学及び薬剤師団体から、薬剤師生涯研修・認定制度の実施に必要な条件等について問い合わせがあり、認証機構の認証基準と評価方針について説明、指導を行なった。

薬剤師に対する、多様性のある優れた生涯研修環境を築くために、これまでに認証の前例のない実施母体による事業計画等に関しては、特に育成・支援に努めた。

なお、認証機構発足以来の認証の必須条件として、実施母体は非営利中立の団体であること、実施母体傘下の薬剤師に限定せずに全ての薬剤師に門戸を開くこと、研修の立案、実施についての責任ある組織を持つこと、研修内容の事前・事後評価体制を整え、責任ある単位給付を行うこと等を、引き続き強調し指導している。

VI. 認証基準等の見直し等諸事項の検討、改善、及び広報

薬剤師が生涯を通じて行うべき、ジェネラリストとしての職能向上のための生涯研修とともに、最近ではチーム医療と地域医療への貢献を指向した「特定領域（専門分野）」の研修・認定に対する要請と関心が高まっている。

認証機構に、今後、特定領域の研修・認定制度の認証が申請された場合に、認証機構の評価・認証事業を、より公益性の高い、また信頼性の高いものにして行くために、基準、要綱、指針、チェックリスト等について、随時改善、修正が必要となる。

平成21年8月1日に、大石了三、上村直樹、北田光一、幸田幸直、高橋洋一、安原真人、山田勝士の諸先生に依頼して、非公式の「認証業務推進企画会議」を開き、上記の点と今後の方向につき意見交換を行った。その結果を踏まえ、定例の認定制度委員連絡会でも同様の問題提起を行った。具体的な検討は次年度、公益認定の去就を見て計画したい。

—以上—